

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について

建築物環境衛生総合管理業

- 建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

1 建築物環境衛生総合管理業の登録基準

（１）次の機械器具を有すること。

- ア 真空掃除機
- イ 床みがき機
- ウ 規則第 26 条第 1 号の測定器及び器具（建築物空気環境測定業の登録基準に同じ。）
- エ 残留塩素測定器

（２）業務全般を統括する者が、建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための講習の課程を修了し、修了した日から 6 年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための再講習の課程を修了し、修了した日から 6 年を経過しないもの

（３）清掃作業の監督を行う者が建築物清掃業の登録基準（規則第 25 条第 2 号）に規定する要件に該当するものであること。

（４）清掃作業に従事する者が建築物清掃業の登録基準（規則第 25 条第 3 号）に規定する要件に該当するものであること。

（５）空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者が、職業能力開発促進法第 44 条第 1 項に規定する技能検定であってビル設備管理の職種に係るものに合格した者又は建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から 6 年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から 6 年を経過しないもの

（６）空気環境の測定を行う者が建築物空気環境測定業の登録基準（規則第 26 条第 2 号）に規定する要件に該当するものであること。

（７）空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- ア 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること。

イ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること。

（８）清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が 1 年に 1 回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとすることが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

2 申請の手続き

(1) 登録申請書 (様式第 1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物環境衛生総合管理業について登録を受けようとする場合には、(1) の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面 (様式第 2)
- イ 統括管理者の氏名を記載した書面及びその者が規則第 30 条第 2 号に規定する者であること(統括管理者の資格を有すること) を証する書類 (様式第 3)
- ウ 清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第 30 条第 3 号に規定する者であること (清掃作業監督者の資格を有すること) を証する書類 (様式第 3)
- エ 清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面 (様式第 4)
- オ 空調給排水管理監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第 30 条第 5 号に規定する者(空調給排水管理監督者の資格を有すること) であることを証する書類 (様式第 3)
- カ 空調給排水管理従事者の研修の実施状況を記載した書面 (様式第 4)
- キ 空気環境測定実施者の氏名を記載した書面及びその者が規則第 30 条第 6 号に規定する者であること (空気環境測定実施者の資格を有すること) を証する書類 (様式第 3)
- ク 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面 (様式第 5)
- ケ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
(統括管理者) ○ 統括管理者講習会修了者	○ 統括管理者講習会修了証書の写し (再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し)
(清掃作業監督者) ○ 建築物清掃業に同じ	○ 建築物清掃業に同じ
(空調給排水管理監督者) ○ 空調給排水管理監督者講習会修了者	○ 空調給排水管理監督者講習会修了証書の写し (再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し)
(空気環境測定実施者) ○ 建築物空気環境測定業に同じ	○ 建築物空気環境測定業に同じ

3 手数料

4 5 , 0 0 0 円

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去 1 年間の実績及び今後 1 年間の計画について、2 回目以降の登録の場合には、過去 6 年間の実績及び今後 1 年間の計画について記入するものであること。

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの監督者等の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4) の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 建築物清掃業及び空気環境測定業の作業手順に掲げる事項
- 2) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法
- 3) 2) に関する作業報告作成の手順

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第30条第8号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、建築物清掃業の1から8までに掲げる要件を満たしていること。

二 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
- 2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
- 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
- 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を掃除し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5 送風機及び排風機について、定期に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
- 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検すること。
- 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検すること。

三 機械換気設備の維持管理を、二の1、二の4及び二の5に定めるところにより行うことができること。

四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、建築物空気環境測定業の1から3までに掲げる要件を満たしていること。

五 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）等の給水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、飲料水貯水槽清掃業の4と同様の措置を講ずること。
- 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
- 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
- 8 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

六 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。

6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

七 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。
- 2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷・き裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

八 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。

九 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から八までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。）を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっては、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。

十 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。